

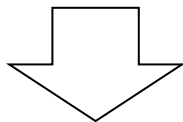
【地方拠点強化税制】

国税の「オフィス減税」と連携した地方税（県税・市税）の特例

○国税（オフィス減税）

対象：建物、建物附属設備、構築物を新增設した者

取得価格：2,500万円以上（中小企業者1,000万円以上）



さらに、機械装置や備品等を含めて、取得価格3,800万円以上（中小1,900万円以上）に達すると、地方税（県税・市税）の特例措置も適用可能

◎地方税（県税・市税）

対象：建物、建物附属設備、構築物、機械装置、備品等を新增設した者

取得価格：3,800万円（中小企業者1,900万円）

区分		拡充型	移転型
県税	事業税	対象外	課税免除（3年間）
	不動産取得税	95%減税	課税免除
市税	固定資産税	課税免除（3年間）	※土地・家屋・償却
	都市計画税	課税免除（3年間）	※土地・家屋